

# —患者の権利—

## 【良質な医療を受ける権利】

患者さんは、個人の背景の違いや病気の性質にかかわらず、良質で安全な治療を受ける権利を有します。

## 【知る権利】

病状等について納得できるまで、説明を求めることができます。

## 【自己決定の権利】

自分の意思により、医療行為を選択する権利、同意または拒否する権利を有します。

## 【プライバシーが保護される権利】

患者さんは、自己の医療に関する記録や個人情報やプライバシーについて保護される権利を有します。

## 【他の医師の意見を聞く権利】

他の医師の意見（セカンドオピニオン）を聞くことができます。

## 【人としての尊厳を尊重される権利】

患者さんは、いかなる状態にあっても、1人の人間として、その人格や価値観を尊重され、尊厳が保たれる権利をもっています。

## 【意識がないか判断能力を欠く場合や未成年者の場合、代行者に決定を委ねる権利】

患者さんが意識不明か、その他の理由で意思を表明できない場合や未成年の場合には、法律上の権限を有する代理人が患者さんの代わりに意思決定をする権利をもっています。

## 【健康教育を受ける権利】

すべての人は、個人の健康に対する自己責任をもつと同時に、疾病の予防および早期発見についての手法や保健サービスの利用などを含めた健康教育を受ける権利をもっています。

## —患者の責務—

1. 患者さんは、過去の病歴、薬歴、入院歴、家族の病歴その他現在の健康状態に関する事項について、正確な情報を医師・看護師などの医療従事者にお伝えください。医師・看護師などの医療従事者に誤った情報が伝えられると、適切な治療ができない場合があります。
2. 患者さんは、医師・看護師などの医療従事者の説明を理解するように努め、患者さん自身が同意した治療にはご協力ください。治療方針等に疑問がある場合や、その変更を希望する場合は、主治医とよくご相談のうえ、明確な意思表示をしてください。
3. 患者さんの診療、検査や病院施設のご利用等に関しては、特段の事情がない限り、医師・看護師などの医療従事者や病院職員の指示、指導に従ってください。
4. 患者さんは、すべての患者さんが適切な医療を受けられるよう、病院の規則や社会的ルールを遵守し、他の患者さんの迷惑になるような行為はしないでください。
5. 患者さんは、医師・看護師などの医療従事者や病院職員に対し、暴力、暴言、セクハラ、診療の妨げとなる迷惑行為（大声を出す、長時間の居座り、喫煙等）は厳に慎むようお願いいたします。
6. 医療費は遅滞なくお支払いください。

上記の責務を遵守いただけない場合は、当院での診療をお断りさせていただく場合があります。特に、上記5の行為（暴力、暴言等）が目に見える場合には、警察に通報することもありますので、ご了解ください。また、患者さんのご家族等が、上記の患者の義務の趣旨に反する行為をされた場合も、当院での診療をお断りさせていただく場合や、ご家族の病院への立ち入りをお断りさせていただくこともあります。医療は、病院と患者さんの協働作業であり、病院と患者さん相互の信頼があって初めて成立するものです。適切な医療が実施できるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。